

文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）
成果検討委員会会議の運営について（案）

令和 3 年 9 月 9 日（木）
文化資源活用事業費補助金
（文化財多言語解説整備事業）
成果検討委員会決定

文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）成果検討委員会会議（以下「委員会」と言う。）の運営に必要な事項について、次のように定める。

1. 委員会関連情報の開示・公開等

- (1) 委員会は、原則として公開とし、委員会で配布された資料は公表する。
ただし、出席委員の総意により特に必要と認める時は、配布資料の全部又は一部を公表しないものとするができる。
- (2) 委員会は、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

2. 委員会の実施方法

- (1) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。
- (2) 委員会の議決は全員一致を基本とするが、意見に相違がある場合には、多数決を持って議決することができる。
- (3) 委員会は、必要に応じ、関係者からの意見等を聴くことができるものとする。

3. 委員の順守事項

- (1) 委員は、審議の過程において知り得た情報について外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

4. その他

その他、会議の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。